

平成19年度 消費者相談の概要

相談件数

平成19年度は240件の相談が小都市消費生活相談窓口寄せられました。悪質な事業者がクレジットの加盟店から排除されるようになり、以前のように次々に高額なクレジットを組まされるような被害は減少しています。しかし、一方では、悪質な事業者が現金払いで無理な契約をさせたり、虚偽の連絡先などを示して現金を騙し取っていくという被害も見受けられるようになりました。年代別に見てみると、60歳以上の相談が前年に続き最多で36%にのぼっています。

苦情の多い商品・役務

順位	項目	件数	主な内訳
1	運輸・通信サービス	41件	有料サイト利用料・電話加入契約など
2	金融・保険	35件	借金、金融商品、生命保険など
3	教養娯楽品	25件	新聞、音響映像機器など
4	商品一般	19件	商品を特定していない架空請求など
5	レンタル・リース賃貸	18件	不動産賃借など

年代別の件数

年代	未成年	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
件数	8件	22件	41件	42件	31件	84件

最近の消費者被害

携帯電話やパソコンを利用する消費者から、興味本位で見ていたサイトで、自分の意思に反して一方的に高額な登録料や利用料を請求されたという相談が増えています。全く身に覚えがないのに威圧的な請求のメールが届いたという相談も多数あります。

また、何年も先の新聞購読契約を強引に勧められて契約してしまったなど、新聞購読契約に関する相談も相変わらず多数寄せられています。

悪質商法の被害に遭わないために

契約は慎重に、もう一度冷静になってよく考えてみましょう！

あなたにとって本当に今すぐ必要な納得できる契約ですか？

総支払額はいくらですか、無理なく払える金額ですか？

他社の商品やサービスと比較検討してみましたか？

うまい話やもうけ話を鵜呑みにしていませんか？

還付金詐欺にご注意

全国的に「還付金詐欺」の被害が急増しています。これは「税金や保険料が戻る」と嘘をついて相手を銀行のATM（現金自動預け払い機）に誘導し、電話で操作方法を指示するという手口です。ATMの扱いに不慣れな高齢者などが指示通りに操作すると、逆に自分の口座から詐欺師の口座にお金を振り込んでしまうというしくみです。このような詐欺事件は電話がきっかけの被害ですので地域は問いませんし、高齢者だけでなく比較的若い世代にもかなりの被害が発生しています。それだけ詐欺師は芝居上手で、手口が巧妙だということです。

アドバイス

急な電話で「お金を振り込んで」とか「お金が返ってきます」などと言われたら、必ず一度電話を切って、友人知人・消費生活相談室などに内容を話してみましょう。動転した気持ちを落ち着かせるために、電話機の前に「電話を切って誰かに相談！」などと大きく書いた紙を貼っておくのも一法です。

問い合わせ先

小都市消費生活相談室 ☎72-2111 内線144
(毎週月・火・木・金曜日 / 午前9時～正午、午後1時～4時)